

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命  
三井住友銀行にて販売開始

## 家族を想う認知症保険

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:武富 正夫)は2020年7月1日より、株式会社三井住友銀行(頭取 CEO:高島 誠)において、「所定の認知症」または「公的介護保険制度における要介護1以上」を支払事由として保険金をお支払いする“業界初”<sup>(※1)</sup>の一時払終身保険として、積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)「家族を想う認知症保険」<sup>(※2)</sup>の販売を開始いたします。

「家族を想う認知症保険」は、高齢化の進展を背景に高まる「認知症や介護」に対するご自身とご家族の不安に“そなえたい”といったお客さまニーズにお応えしていくために、所定の認知症と診断確定された場合や要介護状態になった場合にまとまった資金で備えることができる終身保険です。また、「家族を想う認知症保険」のご契約者さまおよびそのご家族にも安心してご契約を継続いただくために、認知機能の確認や健康相談などができる商品付帯サービス「健康サポートダイヤル」(提供:ティーベック株式会社)も提供いたします。

当社は、今後も「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを機動的に提供し続けることで、お客さまの安心で豊かな生活を支えてまいります。

※1 一時払終身保険の中で、「所定の認知症と診断確定」または「公的介護保険制度における要介護1以上」を支払事由として、死亡保険金額と同額の認知症・介護保険金をお支払いする保険商品は業界初となります。(生命保険協会に加盟する生命保険会社について、2020年6月末当社調べ)

※2 「家族を想う認知症保険」は、三井住友銀行における「積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)」の販売名称です。

### 「家族を想う認知症保険」の主な特徴

#### ■ご家族と一緒に認知症・介護に対するお金の不安と万が一に備えられます。

- ✓ 2年経過以後<sup>(※3)</sup>、認知症・介護保険金額が指定通貨建で一時払保険料より確実にふえます。
- ✓ 認知症・介護保険金は「所定の認知症と診断確定」または「公的介護保険制度における要介護1以上に認定」でお支払いします。認知症・介護保険金を受け取ることなく死亡された場合は、同額の死亡保険金額をお支払いします<sup>(※4)</sup>。
- ✓ 85歳まで3項目の告知でお申込みできます。
- ✓ 指定代理請求制度により、いざというときご家族が代わりに請求できます。

※3 外貨建の場合、契約日から2年間の保険金額は一時払保険料の円換算額を最低保証します。

※4 認知症・介護保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

#### ■指定通貨は、米ドル・豪ドル・円から選択できます。

#### ■商品付帯サービス“健康サポートダイヤル”を無料でご利用いただけます。

“健康サポートダイヤル”(提供:ティーベック株式会社)に含まれる以下のサービスを無料でご利用いただけます<sup>(※5)</sup>。

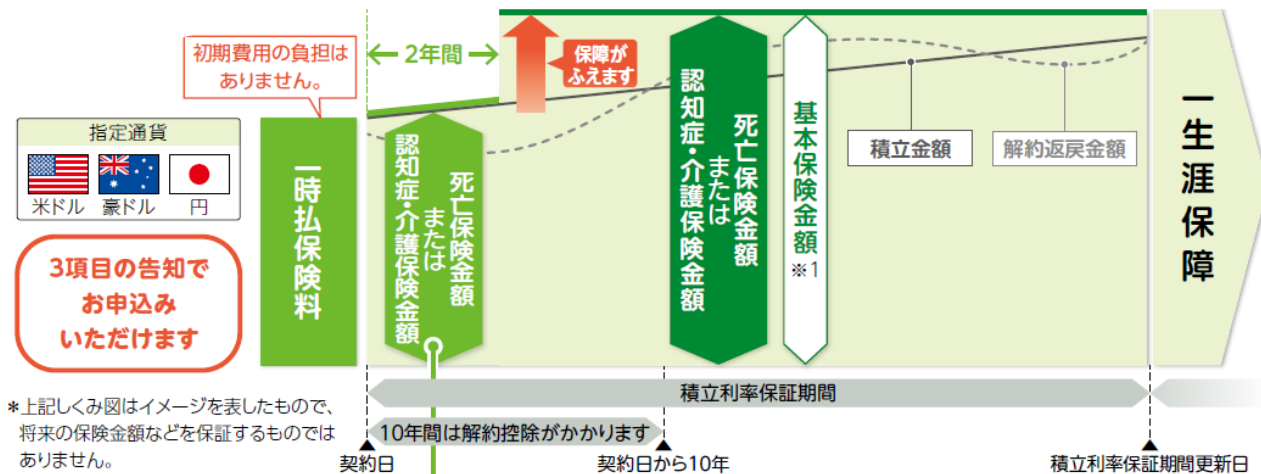
- ✓ 「あたまた健康チェック」<sup>(※6)</sup>・・・お電話を通じた10分程度の質問にお答えいただくだけで、認知機能の経時変化をチェックできるテスト
- ✓ 「24時間電話健康相談」・・・医師、保健師、看護師などが、健康・医療、介護、育児などのご相談にアドバイス
- ✓ 「セカンドオピニオンサービス」・・・電話・面談によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供

※5 利用対象者は当商品の契約者・被保険者・そのご家族となります。(「セカンドオピニオンサービス」は、契約者・被保険者のみ)

※6 認知症かどうかを確認する検査ではありません。医師の評価、診断に代わるものではありません。認知機能に関与し得る病状・病気を単独で診断、治療、予防することを目的としたものではありません。

# 『家族を想う認知症保険』の商品の概要

## ■ しきみ図(イメージ)



\*上記しきみ図はイメージを表したもので、将来の保険金額などを保証するものではありません。

契約日

契約日から10年

積立利率保証期間更新日

〈外貨建の場合、契約日から2年間は円貨で最低保証〉

保険金額は、一時払保険料の円換算額※2を最低保証します(保険金は円貨でのみお支払いします)。


例 一時払保険料の円換算額1,000万円 ⇒ 保険金額1,000万円を最低保証

※1 契約日から2年経過以後に保険金を支払う場合に基準となる金額です。一時払保険料および契約日における積立利率などに基づき計算されます。

※2 一時払保険料を、第一フロンティア生命に着金した日の当社所定の為替レート(TTM+50銭)で円換算した金額となります(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、円貨払込金額と同額)。

## ■ 主なお取扱いについて

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
積立利率	毎月1日と16日の月2回設定 *契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます		
保険期間	終身		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	40歳～85歳 *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない通貨・年齢・性別があります。		
積立利率保証期間	米ドル建	豪ドル建	円建
	40歳～80歳:30年 81歳～85歳:10年	40歳～85歳:20年	40歳～75歳:30年 76歳～85歳:15年
ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 *積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳となります。			
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 *上記の該当者がいない、あるいは高齢であるなど合理的な理由がある場合は、4～6親等の血族を指定することも可能です。		
認知症・介護保険金受取人	被保険者		
指定代理請求人	契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て指定		
一時払保険料 もしくは払込金額	最低	● 指定通貨入金 50,000米ドル・50,000豪ドル ● 円貨入金 500万円	
	最高	基本保険金額が3億円相当額 (適用される積立利率、年齢、および性別により一時払保険料の上限額は異なります)	
付加できる特約	2年間保険金円保証特約※、 保険料円貨入金特約、円貨支払特約 ※外貨建の契約時に必ず付加されます。		—
	年金支払移行特約、死亡給付金等の年金払特約		
解約返戻金	あり	配当金	なし
		告知・診査方法	告知書扱

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を  と表記しています。

## ■ 保障内容について

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかに該当した場合、認知症・介護保険金を被保険者にお支払いします。
  - ① 所定の認知症と診断確定
  - ② 公的介護保険における要介護1以上に認定
- 死亡保険金額および認知症・介護保険金額は、以下の金額となります。

保険期間	保険金額
契約日から2年間	つぎのいずれか大きい金額 ●一時払保険料 ●積立金額 ●解約返戻金額 *  一時払保険料の円換算額が最低保証されます。
契約日から2年経過以後	つぎのいずれか大きい金額 ●基本保険金額 ●解約返戻金額

⚠ 認知症・介護保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

## ■ リスクと費用について

### 解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)









この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

### 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返戻金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返戻金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 負担していただく費用

- この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用							
契約時費用	なし	—					
保険期間中にかかる費用	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および保険金を支払うための費用を控除します。 *上記の費用は、通貨の種類、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示していません。 また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。</li> <li>●  契約日から2年間、積立金から保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。 *上記の費用は、通貨の種類、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示していません。</li> </ul>					
特定のご契約者に負担していただく費用							
解約控除	あり	ご契約を解約・減額する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。 解約控除 = 一時払保険料 × 以下の解約控除率					
		指定通貨	 <b>米ドル建</b>		 <b>豪ドル建</b>		
		積立利率保証期間	30年	10年	20年	30年	15年
		解約控除率	5.5%~0.0%	4.0%~0.0%	5.5%~0.0%	2.5%~0.0%	2.0%~0.0%
その他の費用		<ul style="list-style-type: none"> <li>●特約を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して0.4%(円貨で特約年金を受け取る場合は最大0.35%)を負担していただきます(2020年5月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。</li> <li>●  「保険料円貨入金特約」、「円貨支払特約」、「2年間保険金円保証特約」の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(50銭)を加味したレートであり、その差額はお客様の負担となります(為替レートは、2020年5月現在の数値であり、将来変更することがあります)。 *TTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。</li> <li>●  この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。</li> </ul>					

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

以上